

住民監査請求の結果が まとまりました

平成29年2月20日に町と特定非営利活動法人大山东海観光推進機構との契約に対して住民監査請求が提出され、4月20日に町に対して大山町監査委員から勧告がありました。



▲勧告書を受け取る小西副町長（4月20日）

対応の経緯

2月22日

観光商工課及び地方創生本部事務局に契約書、実績報告書及び事業の実施状況を示す書類、支払明細書、検査調書などの提出を求めました。

3月17日

住民監査を請求された人に陳述の機会を与えました。

その後、監査委員で検討を重ね、4月20日に小西正記副町長に対し住民監査請求の勧告書を渡しました。

勧告の内容

- ①平成28年3月11日に締結した「だいせんエコトラックシステム仕様策定業務」の変更契約に基づき平成28年4月25日に支払った1,112,400円については、平成29年5月19日までに、返還を請求するよう勧告する。
- ②その他の請求は棄却する。

勧告に対する町の対応

監査委員の勧告に基づき、4月26日付けで特定非営利活動法人大山东海観光推進機構に対し委託料返還請求を行い、5月11日に1,112,400円が返還されました。

新しい監査委員に 石黒さん、西山さん



石黒澄男さん



西山富三郎さん

任期は平成29年5月
12日から平成33年
5月11日まで

任期は平成29年4月
27日から平成33年
4月23日まで

この住民監査請求の結果については、大山町役場本庁、中山支所、大山支所の掲示場に掲示してあります。

また、町のホームページ
<http://www.daisen.jp/p/1/10/16/11/3/4/01/> をご覧ください。

◆問い合わせ先 議会事務局

☎0859-54-5213